

令和7年 第2回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和7年4月14日

招集年月日	令和7年4月14日						
招集の場所	安芸太田町議会議事堂						
開閉会日 及び宣告	開 会	令和7年4月14日 午前10時42分				臨 時 議 長	中本 正廣
	閉 会	令和7年4月14日 午後 2時48分				議 長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	
	1	笠 井 清 孝	○	7	影 井 伊久美	○	
	2	田 島 清	○	8	大 江 昭 典	○	
	3	宮 本 千 春	○	9	小 島 俊 二	○	
	4	大 江 厚 子	○	10	津 田 宏	○	
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○	
	6	佐々木 道 則	○				
会議録署名議員	1 番	笠 井 清 孝		2番	田 島 清		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	佐々木 裕子		
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		道の駅推進チーム 担 当 課 長		瀬 川 善 博	
	副 町 長	木 村 富 美		教 育 長		大 野 正 人	
	参 事	宇 田 康 弘		病院事業管理者		平 林 直 樹	
	参 事	下 村 佳 世		教 育 次 長		長 尾 航 治	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	二 見 重 幸		教 育 課 長		清 水 裕 之	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 裕 子		安芸太田病院 事 務 長		正 岡 剛	
	簡 賀 支 所 長 兼簡賀支所住民生活課長	山 本 博 子		総 務 課 主 幹		郷 田 亮	
	企 画 DX 課 長	能 宗 良 明		—		—	
	税 務 住 民 課 長	沖 野 貴 宣		—		—	
	地 域 協 働 課 長	上 手 佳 也		—		—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—		—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—		—	
	健康福祉課長	伊 賀 真 一		—		—	
	衛生対策室長	森 脇 泰		—		—	
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和7年第2回 安芸太田町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和7年4月14日

日程	議案等番号	件 名
		仮議席の指定について
第1		議長の選挙について

令和7年第2回 安芸太田町議会臨時会

追 加 議 事 日 程（第1号の追加1）

令和7年4月14日

日程	議案等番号	件 名
第1		議席の指定について
第2		会議録署名議員の指名について
第3		会期の決定について
第4		副議長選挙について
第5	同意第6号	監査委員の選任について
第6	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解について）
第7	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例の一部を改正する条例）
第8	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第9	議案第33号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第10	議案第34号	工事請負契約の変更について
第11	発議第1号	安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第12		常任委員会委員の選任について
第13		議会運営委員会委員の選任について
第14		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
第15		議会広報広聴調査特別委員会の設置及び委員の選任について
第16		議会改革調査特別委員会の設置について
第17		地方創生調査特別委員会の設置について
第18		災害対策調査特別委員会の設置について
第19		ダム対策調査特別委員会の設置について
第20		子ども子育て・若者支援対策特別委員会の設置及び委員の選任について

令和7年第2回 安芸太田町議会臨時会

追 加 議 事 日 程（第1号の追加2）

令和7年4月14日

日程	議案等番号	件 名
第1		議長の常任委員の辞退について
第2		議席の一部変更について
第3		閉会中の継続調査について

令和7年第2回臨時会
(令和7年4月14日)
(開会 午前10時42分)

○河野茂議会事務局長

本日は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行ってまいります。出席議員中、中本正廣議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。それでは中本正廣議員、議長席の方へご着席ください。

○中本正廣臨時議長

ただいま、ご紹介にあずかりました中本正廣でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

仮議席の指定

○中本正廣臨時議長

それでは議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただいまご着席の議席を指定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、ただいまご着席の席を仮議席と指定いたします。

○中本正廣臨時議長

それでは始めさせていただきます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから令和7年第2回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1. 議長の選挙

○中本正廣臨時議長

日程第1、議長の選挙を行います。おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

10番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

動議を提出します。指名推選人を小島議員とすることを望みます。以上です。

○中本正廣臨時議長

ただいま小島議員を指名推選人とすることの動議が提出されました。この動議に賛成される方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員です。この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立しました。推選人を小島議員とする動議を直ちに議題として採決します。おはかりします。この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって指名推選人を小島議員とする動議は可決されました。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

7番、小島議員。

○小島俊二議員

私が議長の指名推選人に定められましたので、議長を推選します。議長に中本正廣議員を指名します。

○中本正廣臨時議長

お諮りします。ただいま、指名推選人の小島議員が指名した、私こと中本正廣を、議長の当選任と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、私こと、中本正廣が議長に当選しました。ただいまの宣告をもって、会議規則第33条第2項に規定する当選の告知にかえます。

議長選任のあいさつを述べさせていただきます。皆様の推選をいただき、議長に選任いただきました。誠にありがとうございます。浅学菲才はもとよりでございますが、安芸太田町、人口減少、少子高齢化、過疎化が加速しているこの安芸太田町、未曾有の危機と感じております。この議会においては、開かれた議会を目指すことを第一に安芸太田町発展のために、情報の共有、行政執行側とは常に是々非々で対応して、議会が一丸となって、安芸太田町の発展と町民の付託に応えられる、信頼される議会にしていきたいというように思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で発言を終わります。皆様のご協力により、無事、臨時議長の職務を果たすことができました。感謝申し上げます。ここで本日2回目の議員懇談会を開きたいので、しばらく休憩いたします。

休憩	午前10時48分
再開	午後 2時10分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第1. 議席の指定

○中本正廣議長

日程第1、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において定めます。議席番号と議員の氏名を申し上げます。1 番笠井清孝議員、2 番田島清議員、3 番大江昭典議員、4 番大江厚子議員、5 番末田健治議員、6 番津田宏議員、7 番小島俊二議員、8 番影井伊久美議員、9 番宮本千春議員、10 番佐々木道則議員、11 番が私、中本正廣です。以上のとおり議席を定めます。指定議席に着いてください。しばらく休憩します。

休憩	午後 2 時 11 分
再開	午後 2 時 11 分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、1番笠井清孝議員及び2番田島清議員を指名いたします。

日程第 3. 会期の決定

○中本正廣議長

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。おはかりします。本臨時会の会期は、本日4月14日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって会期は1日に決定しました。

日程第 4. 副議長選挙

○中本正廣議長

日程第4、副議長の選挙を行います。おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。副議長に津田宏議員を指名いたします。おはかりします。津田宏議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました津田宏議員が、副議長に当選されました。津田宏議員は議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。津田宏議員の発言を求めます。津田議員。

○津田宏議員

議長に指名されて本当に重責を担うことになりました津田宏でございます。本議会の中本議長も県の議長も兼務されております。大変忙しいところで私も補佐をしながら町民の付託に応えるように頑張っていきたいと思いますので皆様方のご協力をお願いいたします。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

津田宏副議長の発言を終わります。

日程第 5. 同意第 6 号

○中本正廣議長

日程第5、同意第6号、監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、佐々木道則議員の退席を求めます。

(佐々木道則議員退席)

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、ご説明させていただきます。同意第6号、監査委員の選任について。先に行われました安芸太田町議会議員一般選挙の結果を受けまして、議会より選出をお願いする監査委員に前期に引き続いて佐々木道則さんを選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。長年の行政経験をお持ちの中で、卓越した見識をもとに、安芸太田町行財政について大所高所よりご指摘、またご指導をいただけたらと思い、監査委員としての選任に同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって同意第6号は、これに同意することに決定しました。佐々木道則議員の入場を認めます。

(佐々木道則議員入場)

日程第6. 承認第1号

日程第7. 承認第2号

日程第8. 承認第3号

○中本正廣議長

日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解について）から、日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの3件一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解について）。林道大朝鹿野線で発生した道路管理瑕疵によるタイヤ破損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例の一部を改正する条例）。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴う改正を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。続いて承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の交付に伴う改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

二見総務課長兼会計管理者。

○二見重幸総務課長

はい、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるもので

ございます。次ページをお願いいたします。専決処分書の朗読をもちまして説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について。令和7年3月2日午前10時ごろ林道大朝鹿野線で発生した道路管理瑕疵によるタイヤ破損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。損害賠償額及び和解。1、本件事故による損害賠償額として安芸太田町が6,600円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。3、上記各項により、本件事故は解決とする。以上でございます。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

承認第2号、安芸太田町税条例の一部を改正する条例について説明します。令和7年度税制改正大綱のうち、町税関係の主なポイントは個人住民税における給与所得控除の見直しと、大学生年代の子らに関する特別控除の創設、次に軽自動車税種別割について二輪車の車両区分の見直し、次に地方たばこ税について加熱式たばこの所要の見直し、次に固定資産税について各種特例措置の延長等となっております。続いて承認第3号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。国保税の課税限度額について基礎課税額に係る部分を65万円から66万円に、後期高齢者支援金課税額に係る部分を24万円から26万円に引き上げるものです。減税の対象となる所得基準の見直しですが、5割軽減の対象となる所得の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を54万5千円から56万円に引き上げるものです。なおこの2本の改正は令和7年度税制改正に伴い、改正地方税法及び同法施行令が令和7年3月31日に公布され、原則として令和7年4月1日から施行されますので、関連する町税条例及び国保税条例の改正を令和7年3月31日付で専決処分したものです。以上です。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解について)から、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)までの3件を一括して採決します。承認第1号から承認第3号については、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって承認第1号から承認第3号までについては、これを承認することに決定しました。

_____ . _____ . _____

日程第9．議案第33号

○中本正廣議長

日程第9、議案第33号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、議案第33号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中に定められている用語の改正を行うための関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。詳細については担当課長から説明をさせます。

○中本正廣議長

二見総務課長兼会計管理者。

○二見重幸総務課長

はい、議案第33号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明させていただきます。これは令和7年6月1日を施行期日とする刑法等の一部を改正する法律により自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一本化されるため条例のうち安芸太田町議会の個人情報の保護に関する条例をはじめとする6条例の用語を改正する条例を定めるものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。大江議員、大江厚子議員。

○大江厚子議員

先ほどの議会懇談会でも聞いたんですけど、これは単に用語の整理と、整理と言うか、ということで、刑法、刑罰に関しては重くなるとかいうことはないということをもう一度確認します。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

今回、懲役と禁錮を一本化した刑罰が拘禁刑として用語の整理がされます。改正刑法に基づき本年6月1日からの施行となります。これの一本化されることが法律で定められるものでありまして、刑罰の重さに関するものではないということでございます。以上です。

○中本正廣議長

外に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第33号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを起立により採決します。議案第33号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第33号については原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第34号

○中本正廣議長

日程第10、議案第34号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、議案第34号、工事請負契約の変更について。町道三谷龍頭線法面对策工事に伴う工事請負契約の変更について、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細については担当課長から説明をさせます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第34号、工事請負契約の変更について。次のとおり工事請負契約を変更したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。契約の目的、町道三谷龍頭線法面対策工事。変更事項、契約金額の変更です。当初契約5,335万円を5,246万2,300円に減額するものです。契約の相手方、安芸太田町大字中筒賀540番地2 筒賀建設株式会社 代表取締役 佐々木研次。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第34号、工事請負契約の変更についてを起立により採決します。議案第34号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第34号については原案のとおり可決しました。

日程第11. 発議第1号

○中本正廣議長

日程第11、発議第1号、安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。6番、津田宏副議長。

○津田宏議員

発議第1号、安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を提出する。提出理由、提案理由、先月、町議会議員一般選挙が済み、新体制に向けた整備を行っていくため、本案を提出するものである。改正の内容は、この度の選挙から、議員定数12を11に減員したことに伴い、常任委員会の委員定数を1名減員しようとするものである。また議会運営をより充実させていくため議会運営委員会の委員定数を5人を1人増員し、6人にしようとするものである。安芸太田町議会委員会条例条文中における改正箇所では、第2条第1号中「6」を「5」に改め、第4条の2第2項中「5」を「6」に改める。なおこの条例改正は公布の日から施行しようとするものである。以上です。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから津田宏副議長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第1号、安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。発議第1号は原案のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって発議第1号は原案のとおり可決しました。

日程第12. 常任委員会委員の選任

○中本正廣議長

日程第12、常任委員会委員の選任を議題といたします。おはかりします。各常任委員の選任は委員会条例第7条の規定により、議長が議会にはかつて指名することになっています。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議長において指名いたします。おはかりします。総務常任委員会の委員に、1番笠井清孝議員、3番大江昭典議員、4番大江厚子議員、7番小島俊二議員、9番宮本千春議員、以上の5名。産業建設常任委員会の委員に、2番田島議員、5番末田健治議員、6番津田宏議員、8番影井伊久美議員、10番佐々木道則議員、11番中本正廣です。以上の6名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しましたとおり各常任委員会の委員に選任いたします。ここで発言をしたいので副議長と交代します。しばらく休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時31分

○津田宏副議長

休憩前に引き続き会議を再開します。11番中本正廣議長。

○中本正廣議長

議長の職務上、常任委員を辞退したいと思いますので、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○津田宏副議長

ただいま議長から常任委員を辞退したいとの発言がありました。この際、議長の常任委員の辞退についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議長の常任委員の辞退についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議長の常任委員の辞退について

○中本正廣議長

追加日程第1、議長の常任委員の辞退についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので中本正廣議長の退席を求めます。

(中本正廣議長退席)

おはかりします。議長の常任委員の辞退については、これに同意することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって議長の常任委員の辞退についてはこれに同意することに決定いたしました。中本正廣議長の入場を認めます。

（中本正廣議長入場）

ここで議長と交代いたしますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時33分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。委員会条例第8条により各常任委員会の委員は、これから常任委員会を開いて、正副委員長を互選してください。しばらく休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時34分

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで各常任委員会の正副委員長の互選結果をご報告いたします。総務常任委員長に大江昭典議員、同副委員長に小島俊二議員、産業建設常任委員長に影井伊久美議員、同副委員長に津田宏議員。以上でございます。

日程第13. 議会運営委員会委員の選任

○中本正廣議長

日程第13、議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。おはかりします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって議長において指名いたします。お諮りします。議会運営委員会の委員に、3番大江昭典議員、5番末田健治議員、6番津田宏議員、7番小島俊二議員、8番影井伊久美議員、10番佐々木道則議員、以上の6名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがってただいま指名しましたとおり議会運営委員会の委員に選任します。委員会条例第8条により、議会運営委員会の委員は、これから委員会を開いて、正副委員長を互選してください。しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時35分

休憩前に引き続き会議を再開します。ここで議会運営委員会の正副委員長の互選の結果をご報告いたします。議会運営委員長に小島俊二議員、同副委員長に津田宏議員、以上でございます。おはかりします。副議長及び各常任委員長、議会運営委員長、議会選出監査委員が決定しましたので、会議規則第4条第3項の規定に基づき、議席の一部について変更することを日程に追加し、追加日程第2として、ただちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第2とし

て、ただちに議題にすることに決定しました。

追加日程第2. 議席の一部変更

○中本正廣議長

追加日程第2、議席の一部変更を行います。会議規則第4条第3項により、議席の一部を変更いたします。3番大江昭典議員を8番に、6番津田宏議員を10番に、7番小島俊二議員を9番に、8番影井伊久美議員を7番に、9番宮本千春議員を3番に、10番佐々木道則議員を6番に変更いたします。各自指定議席に着いてください。しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時37分

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14. 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○中本正廣議長

日程第14、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。本選挙については広島県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、当議会から1名を選出するものです。なお任期は議員の任期によるものとなっています。おはかりします。この選出の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。おはかりします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。広島県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定による議員には、大江昭典議員を指名いたします。おはかりします。ただいま指名しました大江昭典議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって広島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙には、大江昭典議員が当選されました。会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。大江昭典議員の発言を求めます。大江昭典議員。

○大江昭典議員

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出いただきました大江でございます。連合議会議員として鋭意努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

以上で大江昭典議員の発言を終わります。

日程第 15. 議会広報広聴調査特別委員会の設置及び委員の選任

○中本正廣議長

日程第15、議会広報広聴調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。おはかりします。議会広報の発刊及び広聴に関する調査については、5名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議会広報発刊及び広聴に関する調査については、5名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることを決定しました。おはかりします。ただいま設置した特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議長において指名いたします。おはかりします。議会広報広聴調査特別委員会の委員には、7番影井伊久美議員、8番大江昭典議員、9番小島俊二議員、3番宮本千春議員、1番笠井清孝議員、以上の5名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しましたとおり、議会広報広聴調査特別委員会の委員に選任します。

_____ . _____ . _____

日程第 16. 議会改革調査特別委員会の設置

○中本正廣議長

日程第16、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。おはかりします。議会改革に関する調査については、議員全員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して調査終了まで閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議会改革に関する調査については議員全員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

_____ . _____ . _____

日程第 17. 地方創生調査特別委員会の設置

○中本正廣議長

日程第17、地方創生調査特別委員会の設置についてを議題といたします。おはかりします。

地方創生に関する調査については、議員全員で構成する地方創生調査特別委員会を設置し、これに付託して調査終了まで閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって地方創生に関する調査については、議員全員で構成する地方創生調査特別委員会を設置し、これに付託して調査終了まで閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第 18. 災害対策調査特別委員会の設置

○中本正廣議長

日程第18、災害対策調査特別委員会の設置についてを議題といたします。おはかりします。災害対策に関する調査については、議員全員で構成する災害対策調査特別委員会を設置し、これに付託して調査終了まで閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって災害対策に関する調査については議員全員で構成する災害対策調査特別委員会を設置し、これに付託して調査終了まで閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第 19. ダム対策調査特別委員会の設置

○中本正廣議長

日程第19、ダム対策調査特別委員会の設置についてを議題といたします。おはかりします。ダム対策に関する調査については、議員全員で構成するダム対策調査特別委員会を設置し、これに付託して調査終了まで閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがってダム対策に関する調査については議員全員で構成するダム対策調査特別委員会を設置し、これに付託して調査終了まで閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第 20. 子ども子育て・若者支援対策特別委員会の設置及び委員の選任

○中本正廣議長

日程第20、子ども子育て・若者支援対策特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。おはかりします。委員会条例第5条の規定に基づき、子ども子育て、若者支援に関する調査については6名の委員で構成する子ども子育て・若者支援対策特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、子ども子育て、若者支援に関する調査については6名の委員で構成する子ども子育て・若者支援対策特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定しました。おはかりします。ただいま設置した特別委員会の委員の選任については、委員会条例の第7条により議長が議会に諮って指名することになっています。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議長において指名します。おはかりします。子ども子育て・若者支援対策特別委員会の委員には、1番笠井清孝議員、2番田島清議員、3番宮本千春議員、4番大江厚子議員、7番影井伊久美議員、8番大江昭典議員、以上の6名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しましたとおり、子ども子育て・若者支援対策特別委員会の委員に選任します。委員会条例第8条により、先ほど設置しました6つの特別委員会について、各委員は、これから委員会を開いて正副委員長を互選してください。しばらく休憩といたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時45分

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで6つの特別委員会について正副委員長の互選結果を報告します。議会広報広聴調査特別委員長に影井伊久美議員、同副委員長に宮本千春議員。議会改革調査特別委員長に小島俊二議員、同副委員長に津田宏議員。地方創生調査特別委員長に佐々木道則議員、同副委員長に影井伊久美議員。災害対策調査特別委員長に影井伊久美議員、同副委員長に大江昭典議員。ダム対策調査特別委員長に津田宏議員、同副委員長に影井伊久美議員。子ども子育て・若者支援対策特別委員長に影井伊久美議員、同副委員長に大江昭典議員。以上でございます。先ほど各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第3として、ただちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって閉会中の継続調査の申出承認についてを日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定しました。

追加日程第3. 閉会中の継続調査

○中本正廣議長

追加日程第3、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。おはかりします。各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり調査終了まで閉会中の継続調査として承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査として承認することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和7年第2回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後2時48分 閉会
